

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

我が国の手話は明治時代につくられ、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、明治 13 年に開催された国際会議において、ろう教育では口話法を教えることが決議され、我が国でもろう学校では口話法が用いられるようになり、昭和 8 年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。

その後、平成 18 年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。また、明治 13 年の決議も平成 22 年に開催された国際会議で撤廃された。

我が国においても、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

しかし、この法律には「可能な限り」という留保がついているため、ろう者が手話で生活する権利を守るには不十分である。また、手話に対する理解が不十分なことなどが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見及び差別の原因となっている。

ろう者とろう者以外の国民が互いに理解し合い、共生できる社会を築くためには、手話が音声言語と対等な言語であり、ろう者にとって必要な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、ろう者が自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することが必要である。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国 会
内 閣 あ て

平成 2 6 年 9 月 3 0 日 提 出

提出者	相模原市議会議員	久保田	浩 孝
提出者	相模原市議会議員	桜 井	はるな
提出者	相模原市議会議員	小 林	倫 明
提出者	相模原市議会議員	小野沢	耕 一
提出者	相模原市議会議員	野 元	好 美
提出者	相模原市議会議員	松 永	千賀子
提出者	相模原市議会議員	加 藤	明 徳
提出者	相模原市議会議員	岸 浪	孝 志
提出者	相模原市議会議員	溝 渕	誠 之

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上、
並びにゆきとどいた教育の実現を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり教育の機会均等と水準の維持・向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的制度である。

国においては、義務教育費国庫負担制度について、平成 18 年 4 月から国庫負担の割合を 3 分の 1 に引き下げる改正が行われ、地方自治体の財政状況を圧迫している状況が続いている。そもそも、全国的な教育の機会均等と水準の維持・向上のためには、同制度を存続し、国の負担により教育予算を確保し保障することが必要不可欠である。

また、教育現場では、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな教育を行うために、少人数学級などの更なる推進が求められている。

さらに、県費負担教職員給与負担事務の指定都市への移譲に当たっても、国による地方への適切な財政措置が必須となる。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させるとともに、事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 ゆきとどいた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、少人数学習や少人数学級の推進など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- 3 県費負担教職員給与負担事務の指定都市への移譲に当たって、国による適切な地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国 会 あ て
内 閣

平成 2 6 年 9 月 3 0 日 提 出

提出者	相模原市議会議員	鈴 木 秀 成
提出者	相模原市議会議員	五十嵐 千 代
提出者	相模原市議会議員	臼 井 貴 彦
提出者	相模原市議会議員	大 槻 研
提出者	相模原市議会議員	栄 裕 明
提出者	相模原市議会議員	石 川 将 誠
提出者	相模原市議会議員	阿 部 善 博
提出者	相模原市議会議員	大 沢 洋 子
提出者	相模原市議会議員	折 笠 峰 夫
提出者	相模原市議会議員	江 成 直 士

相模原市域の 80W 及び 75W 地域に所在する住宅について、早急に法的措置に基づく防音工事の助成対象とすることを求める意見書

厚木基地に起因する航空機騒音の負担軽減に繋がり得る米空母艦載機の岩国基地への移駐時期が、当初予定されていた平成 26 年から平成 29 年まで遅延することとなり、住民は、その間も騒音による被害を負い続けることとなった。

現在、告示後住宅は、昭和 61 年 9 月 10 日までに告示された住宅防音工事対象線内の 85W 地域に所在し、平成 18 年 1 月 17 日までに建てられた住宅が対象となっている。また、外郭防音工事も昭和 61 年 9 月 10 日に告示された対象線内の 85W 地域に所在する住宅と平成 18 年 1 月 17 日の告示により拡大した 80W 及び 75W 地域に所在する鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象となっているが、いずれも工事の進捗状況は極めて遅く、現在の予算規模では到底完了しないと思われる。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、航空機騒音の負担軽減措置を確実に実施するため、十分な予算を確保した上で、厚木基地の米空母艦載機が岩国基地へ移駐するまでに、次の事項を早急に実現されるよう強く求めるものである。

- 1 昭和 61 年 9 月 10 日告示の住宅防音工事対象線内の 80W 及び 75W 地域に所在する告示後住宅について、防音工事の対象とすること。
 - 2 昭和 61 年 9 月 10 日告示の住宅防音工事対象線内の 80W 及び 75W 地域に所在する住宅について、外郭防音工事の対象とすること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て

平成 26 年 9 月 30 日提出

提出者 相模原市議会議員 稲 垣 稔

提出者	相模原市議会議員	鈴木	秀成
提出者	相模原市議会議員	臼井	貴彦
提出者	相模原市議会議員	竹腰	早苗
提出者	相模原市議会議員	大崎	秀治
提出者	相模原市議会議員	石川	将誠
提出者	相模原市議会議員	米山	定克
提出者	相模原市議会議員	沼倉	孝太
提出者	相模原市議会議員	長友	義樹
提出者	相模原市議会議員	久保田	義則
提出者	相模原市議会議員	金子	豊貴男